

財務省告示第百八十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平
 成十七年四月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

平成十七年五月十日

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法
利付国庫債券（五年）（第四十五回）	<p>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成十七年度における財政運営のため の公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号） 第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項並び に国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条 第一項</p>	<p>社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。</p>	<p>札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）において、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均し</p>

七 イ	二	八	口	イ
払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 者 特 別 参 加 場	札 非 発 競 行 争 入	入 札 発 競 行 争
一 兆 八 千 四 十 七 億 千 六 百 九 十 五	千 九 百 十 二 億 円 利 付 債 に つ いて 額 面 金 額 で	第 一 項 の 規 定 に 基 づく 額 面 金 額 で	平 成 十 七 年 の 度 に お け る 特 例 等 に 関 する 法 律 第 二 十 七 条 の 二 項 に 基 づく 額 面 金 額 で	億 円 面 金 額 で 一 兆 七 千 九 百 九 十 五

十 十
三 二

の 経 利 入 価
払 過 札 格
込 利 発 競
み 子 率 行 争

(一) 年 ○・六パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた第
二式により算出した金額を
十日以内に払い込むもの
とする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{36}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるも
のとして振替口座簿中の口座に
記載又は記録されるものにつ
ては、前記(一)の算式により算
した金額から当該金額に百分
十を乗じた金額(ただし、当該
国債を発行した金額(ただし、
者が非居住者又は外国法人で
る場合)には、前記(一)の算式
算出した金額に当該非居住者又
は外国法人が適用を受ける所得
税の税率を乗じた金額)を控除
することができる。
平成十七年九月二十日を支払
と、し、次の算式により算した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。

十 四
初 期 利 子

十 五
第 二 期 以

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償 後
込 者 札 場 利 還 還 の
期 参 所 金 金 期 利
日 加 支 額 限 子

平 財 日 額 平 利 て を
成 務 本 面 成 子 を そ 支
十 大 銀 金 成 子 を そ の 払
七 臣 行 額 十 支 日 の 期
年 か 百 二 年 払 う 。 以 し
四 通 円 三 年 三 。 前 六 各
月 知 につ 月 月 六 月 支
二 受 つき 二 月 月 月 間 払
十 け 百 十 月 月 間 に 期
五 け 円 日 間 間 に 属 にお
日 け 円 日 間 間 に 属 す る い

財務大臣から通知を受けた者